

平成 22 年 1 月 22 日 環境工学本委員会

平成 22 年 9 月 27 日 改正

平成 25 年 9 月 19 日 改正

平成 27 年 6 月 4 日 改正

環境工学本委員会メールマガジン運用ルール

1. 責任・管理・運営

メーリングリストについての責任は環境工学本委員会が負うものとし、管理・運営は本委員会直属の広報小委員会が担当する。なお、個々の配信内容に関する責任は、申請委員会・機関が負うこととし、環境工学本委員会はその責任を負わない。

2. 配信内容

2.1 (1) 環境工学に関係するシンポジウム・講演会等の催し物

(2) 環境工学に関係する委員会委員、教育職・研究職（PD 等を含む）等の公募

(3) 環境工学委員会が刊行する刊行物

(4) 環境工学本委員会として特に必要とする連絡事項

の案内に限定してメールマガジンの配信を行う。

2.2 催し物案内は

(1) 本委員会および傘下の運営委員会、本委員会直轄小委員会・WG が主催あるいは責任を持つシンポジウム・講演会等の催し物

(2) 建築学会が後援等を行っている環境工学に関する催し物

(3) 環境工学研究者にとって有益と思われる公的機関による催し物

を対象とする。ただし、配信の簡略化のため、学会 HP 等に正式案内が掲載されている場合に限る。

3. 配信形式

3.1 メール配信のため極力簡略化を行い、配信形式は以下の通りとする。

催し物案内の場合

(1) 案内タイトル

(2) 案内文（40 字×3 行以内）

(3) 主催団体

(4) 日時

- (5) 場所
- (6) 正式案内が掲載されている URL

公募案内の場合

- (1) 案内タイトル
- (2) 案内文（40 字×3 行以内）
- (3) 公募締切
- (4) 正式案内が掲載されている URL

刊行物案内の場合

- (1) 刊行物の書名
- (2) 編著委員会名等
- (3) 発行予定日、版型、ページ数、出版社、価格
- (4) 内容紹介文（40 字×3 行以内）

3.2 催し物案内と公募案内の両方がある場合は、公募案内を先に掲載する。

4. 配信日

- 4.1 毎月 10 日を配信日とする。必要に応じて 25 日を臨時配信日とする。
- 4.2 10 日（および 25 日）が土日祝日の場合はその休日明けを配信日とする。
- 4.3 配信希望の申込がない月は休刊とする。
- 4.4 例外的に本委員会幹事団（委員長を含む）で審議の上、10 日（および 25 日）の配信日以外の送信も可能とする。

5. 配信の申込・承認方法

- 5.1 配信希望については原則、案内文を提出の上、本委員会の場で審議する。ただし、本委員会で既に承認されている催し物の配信希望があった場合、本委員会の承諾なしに広報小委員会担当幹事および学会事務局の確認のみで配信できるものとする。
- 5.2 催し物案内の場合は、原則として一度だけとするが、希望があれば二度目の配信を行う。
- 5.3 公募案内、刊行物案内の配信は原則として一度だけとし、複数回にわたっての配信は行わない。
- 5.4 本委員会での審議に間に合わない配信を希望する場合は、配信予定日の一週間前までに 3.1 の配信形式に従った案内を作成し、学会事務局に配信希望の申込を行う。
- 5.5 本委員会での審議に間に合わない配信希望があった場合
 - (1) 学会事務局は速やかに本委員会幹事団に連絡する。幹事団は学会事務局からの連絡

後 3 日以内に配信の可否の判断を行う。

(2) 配信は本委員会幹事団の過半数の了承で可とする。

6. メーリングリスト登録・解除

メーリングリスト登録・解除の希望は随時受け付ける。登録・解除ともに広報小委員会担当幹事および学会事務局にその旨を連絡する。ただし、登録の場合は本委員会幹事団の過半数の了承を必要とする。

7. 配信方法

- 7.1 環境工学研究者名簿をもとにメーリングリストを作成し、広報小委員会担当幹事が主として配信する。
- 7.2 配信の際、スパムメールとして認識されないように宛先 (To) に上記アドレスを明記する。Bcc 送信は行わない。
- 7.3 3.1 の配信形式に従った案内以外の各種添付ファイルの送信は行わない。

付記

当面は以上のルールで運用することとし、変更の必要が生じた場合は環境工学本委員会の議を経て変更する。